

貝塚市木材利用基本方針

平成 25 年 6 月 1 日

第 1 建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

国において、令和 3 年 10 月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）に改正され、木材利用による森林循環を通じて森林の CO2 吸収作用を強化することが、脱炭素社会の実現に貢献すると位置付けられた。

また民間事業者においても、事業活動等に関し木材の利用促進に自ら努めるものとされており、木材利用促進の対象を公共建築物から民間事業者も含めた建築物一般に拡大された。

この基本方針は、促進法第 12 条第 1 項の規定に基づき、本市の建築物等における木材の利用の促進のための施策について必要な事項を定めるものである。

第 2 市が整備する建築物等における木材利用の目標

1 建築物における木材利用の推進

(1) 定義

建築物とは、促進法第 2 条第 1 項に掲げる建築物をいう。

(2) 建築物の木造・木質化の推進

多数の市民が身近に接する建築物は PR 効果が高いことから、他法令等で制限のない限り、木造化を推進する。また非木造施設も含めて、木質化を推進する。

2 土木工事等における木材利用の推進

市が実施する土木工事や施設の工作物等においては、木材の特性が発揮される箇所に積極的に木材利用を進めるものとする。

3 備品及び消耗品における木材利用の推進

市が所管する建築物における備品及び消耗品の導入にあたっては、可能な限り木材を使用した製品を導入する。

第 3 その他建築物等における木材の利用促進に関する必要事項

1 推進体制

市は、全庁的に連携しながら、木材の利用について関係部課間で協議し、取り組むよう努める。

また、泉州地域の各市町との連携体制により、地域ぐるみの取組として進める。

2 民間事業者への要請

木材利用の活用事例や特性等に関する情報提供等を積極的に行い、民間事業者が整備

する建築物等についても積極的な木材利用を要請する。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

事業者等から促進法第 15 条に定める建築物木材利用促進協定制度に基づく協定締結の申出があったときは、応否の判断を行うとともに、締結後は協定に基づく取組を支援することにより木材利用の促進を図る。

附則

この方針は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附則

この方針は、令和 7 年 3 月 3 日から施行する。